

核燃サイクル阻止 1 万人訴訟原告団講演会

# これでいいのか？新規制基準

司法と市民の力で原発・核燃を止めるために

日時 2015年6月19日（金）18時～

場所 アスパム6階「岩木」 入場無料

青森市安方1-1-40

☎017-735-5311



## 筒井哲郎 「緩い新規制基準の転換」

- ・原子力市民委員会委員
- ・NPO法人APAST理事
- ・プラント技術者の会

## 川井康郎 「これでいいのか？再処理施設の重大事故対策の問題点」

- ・原子力市民委員会第4部会員
- ・(株)K&Cプロジェクトサポート代表
- ・プラント技術者の会

## 海渡雄一 「原発の再稼働を巡る司法判断はなぜ分かれたのか」

- ・弁護士（81年から原子力に関する訴訟担当）
- ・脱原発弁護団全国連絡会共同代表

福井地裁は4月14日、高浜原発3・4号機の再稼働差し止めを命じる仮処分決定の中で、再稼働の可否を判断する際の新規制基準を「合理性を欠く」と言い切った。「具体的な危険性が万が一にもあれば、人格権が侵害される」と指摘。「福島原発事故に実際に生じた事実を基礎に置く」とし、電力側の主張は「深刻な事故はめったに起きないだろうという見通しに過ぎない」と切り捨てた。

一方で、4月22日鹿児島地裁は、川内原発1・2号機については再稼働の差し止めを求める仮処分申立てを却下した。

「原発の再稼働を巡る司法判断はなぜ分かれたのか」。そして再稼働にむけての「新規制基準で安全は確保できるのか」、「再処理施設の重大事故対策の問題点は？」等々、3人の方々に講演をして頂きます。

ぜひ講演会に参加して下さい。脱原発・核燃阻止のための力になればと思います。

原告団は1988年8月6日に結成され、裁判で核燃の白紙撤回（許可取消）を目標に取り組んでいます。核燃阻止のために原発の即時停止を目指し、これまで市民サイドでの運動を進めてきました。

今回の講演会もその一環です。二度と福島の悲劇を繰り返さないため、「負の財産」を次世代に受け継がせないために、皆さんと手を携えて脱原発、核燃廃止の闘いを進めていきます。

今年度の原告団総会を 日時 2015年6月20日午前10時から12時

場所 青森センタ - ホテル2階会議室 青森市古川1丁目10-9-1 017-762-7500

で開催します。原告団への参加とご支援をお願いします。

## 連絡先 核燃サイクル阻止1万人訴訟原告団

〒039-1166 青森県八戸市根城9-19-9 浅石法律事務所内

0178-47-2321 E-mail:1man-genkoku@mwe.biglobe.ne.jp

